

「個人情報」と「特定個人情報」の主な違い



平成29年5月
個人情報保護委員会事務局

1. 個人情報と特定個人情報（個情法 § 2 I、番号法 § 2Ⅷ）

【ポイント】

- ✓ マイナンバー（個人番号）は、個人情報に該当（※ただし、生存する方の情報である場合）
- ✓ 特定個人情報とは、マイナンバー（個人番号）を含む個人情報



- ✓ 生存する方のマイナンバー（個人番号）は、「個人情報」に該当
- ✓ 亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）は、「個人情報」に該当しない

※個人情報保護法において、「個人情報」は「生存する個人に関する情報」であることが前提となっています

個人情報

（生存する方の情報であることが前提）

特定個人情報

生存する方の
マイナンバー（個人番号）

亡くなられた方の
マイナンバー（個人番号）

2. 個人情報保護法と番号法の関係

【ポイント】

- ✓ 個人情報保護法は、民間事業者における「個人情報」の取扱いルール等を定めている法律
- ✓ 一方、番号法は、マイナンバー（個人番号）や特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いについて、個人情報保護法の特例を定めた法律
- ✓ 前ページのとおり、生存する方のマイナンバー（個人番号）は、「個人情報」に該当するため、その取扱いについて、個人情報保護法の適用を受けるが、番号法で個人情報保護法と異なる定めがされている場合は、番号法が優先的に適用される

【マイナンバーの取扱いについて、個人情報保護法と番号法のどちらが適用されるか？】

- 番号法に、個人情報保護法と異なる規定がある場合
→ 当該番号法の規定が適用
- 上記以外（番号法に特例が定められていない場合）
→ 個人情報保護法の規定が適用

3. 個人情報と特定個人情報に関するルールの主な違い

【ポイント】

- ① 利用目的の範囲
 - ・・・個人情報の利用目的は事業者が自由に決められており、特定個人情報の利用目的は「税・社会保障・災害対策」の範囲に限定されている。
- ② 不要となった情報の取扱い
 - ・・・個人データは遅滞なく消去するよう努めることとされている。一方、特定個人情報については、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならないとされている。
- ③ 第三者提供ができる場合
 - ・・・個人データは本人の同意があれば可能であるが、特定個人情報は第三者提供できる場合が限定されている。
- ④ 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合の記録作成等の要否
 - ・・・個人データは原則記録作成等が必要であるが、特定個人情報については、第三者提供できる場合が限定的なので、記録作成等が必要な場面が想定されていない。
- ⑤ 安全管理措置
 - ・・・基本的には同じであるが、特定個人情報は一部固有の内容がある。
- ⑥ 漏えい等が発生した場合の対応
 - ・・・基本的には同じであるが、特定個人情報は一定の場合には個人情報保護委員会への報告が法律上の義務とされている。（個人情報保護法でも報告は努力義務）

 具体的な解説等は、次ページ以降を参照下さい。

4. 利用目的の範囲

【ポイント】

- 個人情報、利用目的の範囲に制限がない（事業者が自由に決められる）。
- 特定個人情報は、利用目的の範囲が、税・社会保障・災害対策に限定されている。

【解説】

- ①個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報法 § 15 I）とされているが、その利用目的の範囲については、特に制限はない。
- ②特定個人情報については、利用目的の範囲が、税・社会保障・災害対策に限定されており、本人の同意があったとしても、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない（番号法 § 29 III、個人情報法 § 16 I II）。

5. 不要となった個人情報・特定個人情報の取扱い

【ポイント】

- 不要となった個人データは、遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 不要となった特定個人情報は、法令で決められた保存期間を経過すれば、廃棄又は削除しなければならない。

【解説】

- ①個人データ（個人情報をデータベース化したものを構成する個人情報）は、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報法 § 19）。
- ②特定個人情報は、事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない（番号法 § 20、マイナンバーGL第4-3-(3)）。

6. 第三者提供の制限

【ポイント】

- 個人データは、本人の同意があれば、第三者に提供できる。また、法令に基づく場合や人の生命・身体・財産の保護に必要な場合等は、本人の同意を得ずに提供できる。
※その他、オプトアウトによる提供の場合（個人情報法 § 23Ⅱ）や、委託、事業承継又は共同利用（個人情報法 § 23Ⅴ）の場合も、提供に当たって本人の同意は不要。
- 特定個人情報、本人同意の有無や法令に基づく場合等かどうかは関係なく、番号法第19条各号に掲げる場合のみ提供できる。

【解説】

- ① 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（個人情報法 § 23Ⅰ）。
 - (ア) 法令に基づく場合
 - (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ② 特定個人情報については、第三者提供の制限（個人情報法 § 23）を適用除外とした上で、番号法第19条各号に該当する場合のみ提供することができる。

7. 第三者に提供する際・第三者から提供を受ける際の記録義務等

【ポイント】

- 個人データを第三者に提供したときは、記録を作成し保存しなければならない。
- 個人データを第三者から提供される場合は、相手方の氏名や、取得経緯等を確認し、記録を作成し保存しなければならない。
- 特定個人情報、第三者に提供できる場合が限定されているので、記録の作成等は不要。

【解説】

- ①個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（個人情報法 § 25 I）。
- ②個人情報取扱事業者は、第三者（注）から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない（個人情報法 § 26 I）。
 - (ア) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名
 - (イ) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯（注）第三者は、個人情報取扱事業者がこの確認を行う場合において、当該確認に係る事項を偽ってはならない（個人情報法 § 26 II）。
- ③ただし、①②いずれも当該個人データの提供が法令に基づく場合等（個人情報法 § 23 I ①②③④）又は委託、事業承継若しくは共同利用（個人情報法 § 23 V ①②③）のいずれかに該当する場合はこの限りでない（個人情報法 § 25 I ・ § 26 I）。
- ④特定個人情報については、元々、提供できる場合が限定されているので、第三者に提供する場合・提供を受ける場合の記録の作成等が義務付けられていない（番号法 § 29 III により個人情報法 § 25、 § 26 の適用除外）。

8. 安全管理措置

【ポイント】

- ✓ 個人情報保護法が求める安全管理措置と、番号法が求める安全管理措置とは、その基本的な要素（漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置）はおおむね共通するため、基本的な内容は同じ。
- ✓ ただ、番号法の安全管理措置には、一部、番号法固有の観点から講じることとされている措置もある。

	個人情報保護法の 安全管理措置	番号法の 安全管理措置
対象	<ul style="list-style-type: none"> ■個人データ（個情法 § 20） 	<ul style="list-style-type: none"> □個人番号（番号法 § 12） □特定個人情報（番号法 § 33）
内容	<p>■個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置</p> <p>※具体的な内容及び手法例（中小特例含む。）は、ガイドライン（通則編）で、組織的・人的・物理的・技術的等の観点から示している。</p> <p>※個人情報保護法では、右記のような「番号法固有の観点から講じなければならない措置」について義務付けられているわけではないが、自主的に当該措置を講じること重要である。</p>	<p>□個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号・特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置</p> <p>※具体的な内容及び手法例（中小特例含む。）は、ガイドライン（通則編）で、組織的・人的・物理的・技術的等の観点から示している。</p> <p>【番号法固有の観点から講じなければならない措置の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録 ・削除・廃棄等の作業を委託する場合、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認

9. 漏えい等が発生した場合の対応

規定項目	番号法、規則	番号法漏えい対応告示	個人情報法漏えい対応告示
対象事案	<p>【重大事態(§29Ⅳ、規則)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供NW等で管理される特定個人情報の漏えい等 ・100人分超の漏えい等 ・不特定多数が閲覧可能となり、かつ閲覧された事態 ・職員等の不正利用・提供 	<p>【重大事態以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏えい、滅失又は毀損 ・匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等、個人識別符号（マイナンバーを除く）、法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えい ・これらのおそれ
求められる対応	<p>○以下を報告する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要及び原因 ・特定個人情報の内容 ・再発防止のためにとった措置 ・その他報告様式所定の事項 	<p>○以下の事項について、必要な措置を講ずることが望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者内部における報告、被害拡大防止 ・事実関係の調査、原因の究明 ・影響範囲の特定 ・再発防止策の検討・実施 ・影響を受ける可能性のある本人への連絡等 ・事実関係及び再発防止策等の公表 <p>○委員会等へ報告するよう努める</p>	
報告先	<p>個人情報保護委員会 (第一報は直ちに報告するよう努める ※3)</p>	<p>原則、個人情報保護委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定団体の対象事業者は、認定団体 ・権限委任分野の事業者は、委任先省庁 	
報告が不要となる場合	なし	※1	※2

※1 従業員100人以下で（個人番号利用事務実施者を除く。）、かつ、①～④全てをみたます（①影響を受ける可能性のある本人全てに連絡、②実質的に外部に漏えいしていないと判断される、③事実関係の調査を了し、再発防止策を決定、④重大事態に該当しない）。

※2 ①②のいずれかに該当する場合（①実質的に外部に漏えいしていないと判断される、②FAX・メール誤送信、荷物誤配（軽微なもの））

※3 番号法漏えい対応告示により、重大事態に該当する事案（おそれを含む）が発覚した場合は、直ちに報告するよう求めている。

(参考) 漏えい等が発生した場合の報告が不要となる基準（軽微基準）の比較

番号法告示における 「報告不要」の範囲 (※重大事態除く)	個人情報保護法告示における 「報告不要」の範囲
<p data-bbox="298 379 872 482">外部に漏えいしていないと 判断される場合</p> <p data-bbox="240 715 882 936">加えて、以下の条件の全てを満たす場合</p> <ul data-bbox="250 751 882 936" style="list-style-type: none">・影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合・事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合・中小規模事業者である場合	<p data-bbox="1120 658 1694 761">①外部に漏えいしていない と判断される場合</p>
<p data-bbox="430 1193 716 1239">※報告が必要</p>	<p data-bbox="1120 1136 1825 1293">②FAX若しくはメールの誤送信、 又は荷物の誤配等のうち軽微な ものの場合</p>

事業者

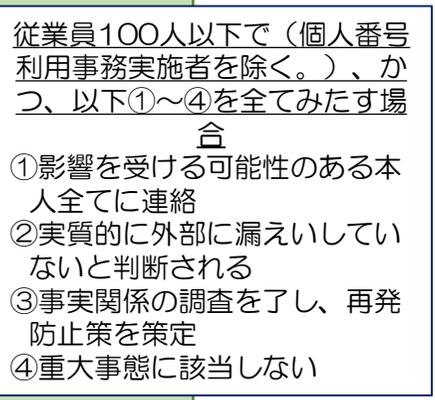
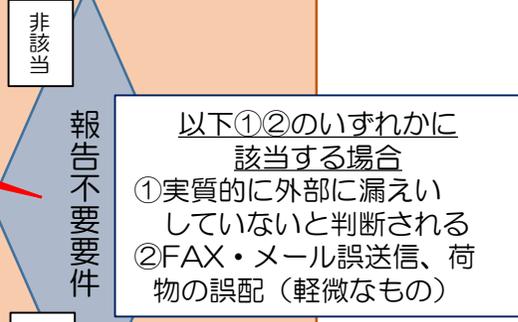
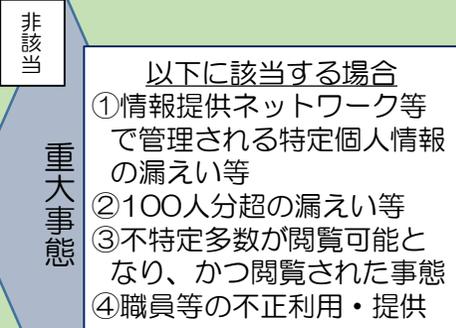
個人情報法

※告示含む

公表予定事案、報道される見込みの事案については、直ちに一報ください。



個人番号を含む個人情報



報告不要



個人情報保護委員会



一報直ちに！

番号法

※規則、通知、告示含む